

第8号様式(第12条関係)

戸田市 指令第3号

一般廃棄物処理業許可証

住所 蕨市錦町1-11-3  
氏名 株式会社クリーンシティー

代表取締役 小林 典郎

令和4年3月1日に申請のあった一般廃棄物処理業については、戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	戸田市下戸田1-1-2-701 株式会社クリーンシティー
取扱廃棄物の種別	ごみ
処理区分	収集・運搬
営業の区域	戸田市内
営業の許可期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
条件	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに市条例を遵守すること。 ② 処分搬入先は蕨戸田衛生センターとすること。 ③ 収集運搬車を営業所周辺路上等に駐車しないこと。 ④ 一般廃棄物の積載は、できるだけ契約店敷地内等で行うこと。 ⑤ 蕨戸田衛生センターへのごみの搬入については、市の指定袋を使用すること。 ⑥ 他市町村でも許可を取得している車両を運行する場合は、混載が発生しないよう適正に管理すること。

令和4年4月1日

戸田市長 菅原文仁

